

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定によって、広島県医療労働組合連合会から次のとおり争議行為を行う旨の通知がありましたので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条第4項の規定に基づいてお知らせします。

- 1 開始日
令和7年11月6日以降
- 2 場所
別表のとおり
- 3 要求事項
賃金、一時金など生活改善の要求等
- 4 争議行為の概要
あらゆる形の争議行為を行う

令和7年10月24日

広島県知事 湯崎 英彦

別 表

広島中央保健生活協同組合本部
福島生協病院
生協歯科ひろしま
生協小児科ひろしま
訪問看護ステーションコスモス
広島中央保健生協ヘルパーステーション
中央居宅介護支援事業所
観音地域包括支援センター
定期巡回・随時対応型訪問介護看護生協かんおん24
生協さえき病院

生協さえき歯科
草津診療所
訪問看護ステーション草津かもめ
定期巡回・随時対応型訪問介護看護生協くさつ24
コープ五日市診療所
訪問看護ステーションコープ五日市
コープ五日市ヘルパーステーション
コープ五日市居宅介護支援事業所
看護小規模多機能型居宅介護コープ五日市
定期巡回・随時対応型訪問介護看護生協いつかいち24
ひまわり保育園
訪問看護ステーションコープはつかいち
広島医療生活協同組合
広島医療生活協同組合広島共立病院
ふれあいセンター協同
津田診療所
沼田診療所
あすなろ生協診療所
コープ共立歯科
共立ひよこ保育園
訪問看護ステーションえのかわ